

10月は里親月間です

子ども支援課 ☎048(456)5362

さまざまな事情により、親と暮らすことができない0～18歳の子どもたちを家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と家庭のぬくもりをもって育てることを里親制度といいます。

こども家庭庁では、里親制度に対する理解を進めるため、毎年10月を「里親月間」と位置づけています。

里親の種類 里親にはいくつかの種類がありますが、主なものは以下の2つです。

- ・養育里親：養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する里親のこと。期間は家庭の事情により数日から数年とさまざまで、自立したり、実親のもとへ帰れるまで養育する。
- ・養子縁組里親：養子縁組によって子どもと法的な親子関係を結ぶことを前提として養育する里親のこと。

里親に関するQ&A

Q：里親に年齢制限はありますか？

A：年齢制限はありませんが、精神・身体・経済的に安定していて、子どもを養育できるかを判断します。

Q：里親に必要な要件はありますか？

A：以下の要件に該当している必要があります。

- ・経済的に困窮していない
- ・県が行う所定の研修を修了している
- ・本人及びその同居人が、児童福祉法第34条の20に定められている欠格事由に該当しない



里親制度に興味のある人は、ぜひお気軽にご連絡ください

問合せ 朝霞児童相談所（里親担当） ☎048（465）4152

受付：月～金曜日（祝休日、年末年始を除く） 8時30分～18時15分

▲県ホームページ
（里親制度のご案内）

10月は3R推進月間です

環境推進課 ☎048(473)1492

市では、リデュース（ごみ減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の3Rに加え、リフューズ（ごみになるものは断る）を加えた4Rを独自に推進しています。

Refuse（リフューズ）

- 市独自の取り組みです。ごみになるものは断ります。
- マイバックやマイボトルなどの使用を心がけましょう。

Reuse（リユース）

- 繰り返し使用します。
- バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。

Reduce（リデュース）

- ごみを減らします。
- 物を大切に長く使うことを心がけましょう。

Recycle（リサイクル）

- 再生して使用します。
- 資源のリサイクル率を向上させましょう。

ざつがみ 雑紙の出し方にご注意ください

市では、集積所に出される資源物をリサイクルしています。

集積所に出される資源物の中で、雑紙が最も多く収集されていますが、リサイクルできない禁忌品（紙類）が含まれていることがあります。禁忌品とは、紙製原料にならない異物のことで、禁忌品が混入しているとリサイクルの妨げになります。禁忌品は可燃ごみとして出すなど、正しい分別にご協力ください。

禁忌品（例）

- ・粘着物のついた封筒
- ・防水加工された紙（紙コップ、カップ麺容器、紙製のヨーグルト容器など）



▲市ホームページ